

# 熊本県遺家族等援護事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県遺家族等援護事業等補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付申請等)

第2条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、次のとおりとする。

- (1) 年度熊本県遺家族等援護事業補助金等事業計画書（別記第1号様式）
- 2 規則第3条の申請書等の提出期限は、当該年度の7月31日とし、その提出部数は1部とする。

(申請の取り下げ)

第3条 要項第6条に規定する申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第4条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、次のとおりとする。

- (1) 年度熊本県遺家族等援護事業補助金等事業実績書（別記第2号様式）
- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、翌年の3月31日とし、その提出部数は1部とする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年6月24日から施行する。

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

別記第1号様式

年度熊本県遺家族等援護事業補助金等事業計画書

(補助事業者)

事業名	事業内容	実施期間	所要額(円)

別記第2号様式

年度熊本県遺家族等援護事業補助金等事業実績書

(補助事業者)

事業名	事業内容	実施期間	決算額(円)